

北海道国民健康保険団体連合会
療養費支給申請書受取代理人欄
「印字+押印」不可問題

北海道国民健康保険団体連合会が整復師療養費支給申請書受取代理人欄の作成について、パソコン打ち出しの「印字+押印」の作成は不可とし、返戻し、これは北海道国保連全体（社団法人団体等含む）の取り扱いとしました。これに異議を唱えた者に対し、さらに不可をくり返しました。だが、本問は既に従前より本北海道にあっては他県都府県同様理解とされ、認められ受け付けられていたものです。それが、なぜ、また不可と変更となったかの注意です。当初、他団体者も全員今回取り扱いに納得協力しているから、当会員者も同じでなければ不可とし、頑でした。そこでこうした国保連合会の注意指導を行う者（北海道）の責任も問われる事となり、ようやく解決しました。以下概要を報告します。

北海道国保連への照会

「療養費」とその「代理方法」の注意で、「委任」が諸方法の取り扱いとされる中での本問の適宜な取り扱いです。他者がどの様な方法かは未確認だが当会方法は誤りではなく、本件は国保連がその立場（優位）を乱用する問題で、国保連の疑問態度問題です。

平成18年 9月13日

北海道国民健康保険団体連合会 御中

協同組合日本接骨師会
会長 登山 勲

受取代理人の欄について「印字プラス押印」厳禁決定の照会

照会の趣旨

柔道整復師（以下「整復師」という。）療養費取り扱いにかゝる療養費支給申請にあたり、受取代理人の欄の作成について「印字プラス押印」厳禁の連絡を賜りましたが、この事が、いつ、誰れが、どの様に決定し、実施としたかについてご教示賜るようお願い申し上げます。

照会の理由

本件根拠は厚生労働省通知平成11年10月20日、老発第682号・保第144号を受け、平成11年10月20日、保険発第138号の別紙とされ、その第2の5「受取代理人の欄」

患者から受領委任を受けた場合は、「受取代理人」欄に患者の自筆により被保険者の住所、氏名、委任年月日の記入を受けること。患者が記入することができない場合には、柔道整復師が自筆により代理記入し患者から押印を受けること。（患者が印を有さず、やむを得ずのほ印を受けることも差し支えないこと。）

なお、被保険者の住所については、予め、「上記と同じ」等と印刷しておくこと及び委任年月日については、機械打ち出しすることは差し支えないこと。

としていますが、今回、不可とされた取り扱いは既に本件通知以前も、そして以後も、今回対象整復師に限らず従前どおりの取り扱いが、特段、「法律違反」とされず、適宜扱われていた次第です。なお、同様取扱いは広く全国各地域でも理解されている次第です。また、貴会は、今回、既提出分は認めるが、以後は不可とするにあたり、どのような審議の経過の下に決定されたのかご教示下さい。また、その際、既提出分は可で、新規提出分不可の法律根拠もご教示下さい。

以上本件到着後1週間以内にご回答下さい。

北海道国保連の回答



北国保連審第375号

平成18年9月21日

協同組合日本接骨師会

会長 登山 勲 様

北海道国民健康保険団体連合会

受取代理人の欄について

「印字プラス押印」厳禁決定の照会について（ご回答）

平素、本会の事業運営には格別なご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきましては、貴会会員様の申請書作成にかかる「受取代理人」の氏名記載について、厚生労働省通知に基づき作成されるようご連絡申し上げましたが、貴会申し出のとおり「印字プラス押印」でも適宜扱いといたしますのでご了承願います。

本件は、ようやく当会指摘の理解が進みました。だが、今度は「受け付け」だから良いだろうという態度です。これは、今回問題が他整復師をも含めた制度の注意として甚だ疑問です。また、この疑問再発防止の為のいきさつや注意点の放置があります。そして、所管者（北海道）への連絡の不明です。この為の注意を行いました。

北海道知事への要望

北海道国保連の注意指導は北海道の責任と使命だが、従来、その所管課自体に疑問がありました。適切な注意指導を行う責任と使命に対し「お座なり」の疑問です。そこで、今回は、その所管課自体の理解の大事から「知事」にも要望を行いました。

平成18年10月27日

北海道知事 高橋はるみ 殿

協同組合日本接骨師会
会長 登山 勲

国保連指導所管課の職務精励の要望

要望の趣旨

北海道国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）の所管課に対し、政・官・業癒着構造体制の疑惑を抱かれるような事の無いよう、職務精励の注意をお願い申し上げます。

要望の理由

この度、国保連が自己の不勉強も顧みず、特段、不当失当ではないにもかかわらず自己の職権として関係者に誤解や迷惑を及ぼしています。本間は、直接には国保連の失当問題ですが、しかし、この者の注意指導にあたる行政の取り組みも不可欠です。この取り組みが求められる次第です。

実は、国保連の注意指導に対する取り組みにあたり、以前にも貴当局に別途事件で注意指導を要望致しましたが、その際の注意指導が曖昧な対応の疑問がありました。個ごの問題に矮小化し、姑息な取り扱いとする事は、特定団体に対する異様な気配り対応振りです。これは国保連と共通の疑問です。官・業癒着の疑問です。そこで、今後、こうした疑問を受ける事の無いよう国保連及び特定団体への注意を賜うようお願い申し上げます。

北海道保健福祉部保健医療局国民健康保険課への要望

平成18年10月27日

北海道保健福祉部保健医療局
国民健康保険課 御中

協同組合日本接骨師会
会長 登山 勲

北海道国民健康保険団体連合会の
特定柔道整復師妨害問題にかゝる再発防止周知徹底の要望

要望の趣旨

北海道国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）の不適当な権限行使について、調査を頂き、今後の再発防止の徹底を賜るようお願い申し上げます。

要望の理由

国保連の業務の重大性とこの為の権限の強大性は言をまちません。だが、不適当な行使は権限の乱用として厳禁も言をまちません。

この度、別添事件がありました。本件の本質は直接事案に対する不勉強の当然だけでなく、こうした問題を、敢て、特定者を対象に強行する資質・姿勢・態度の問題です。

なお、国保連は以前にも誤解や偏見による同様問題をくり返し、その失当注意を受けているところです。

この様な問題に鑑み、本問の本質が皮相的個別問題のみならず、むしろ、その根本にある組織自体の疑問の注意こそ行なわれなければならないもので、そこで、こうした注意にあたり調査とそれに基づく措置を賜るようお願い申し上げます。

北海道国保連への要望

本件は、問題の原因・理由・背景の注意が不可欠なものを忌避する失当注意の要望です。この回答は当会あてよりもむしろ所管庁への対応こそ大事として求められたものです。

平成18年10月27日

北海道国民健康保険団体連合会 御中

協同組合日本接骨師会

会長 登山 勲

受取代理人欄「印字と押印」不可問題にかゝる
詳細報告の要望と同様問題再発防止の要望

要望の趣旨

柔道整復師（以下「整復師」という。）療養費支給申請書（以下「申請書」という。）「受取代理人欄」作成にあたり、突如、「パソコン打ち出しと押印」作成不可問題について、この注意の下、今回、「不可」から「可」に変更になりましたが、この事について、「不可決定」と「可」変更事情について、詳細な調査報告と再発防止対策を賜るようお願い申し上げます。

要望の理由

はじめに、この度、「当初不可」から「可」の変更について、この事自体の理解を賜ったことは誠に有難くお礼申し上げます次第です。

だが、もともと、本件は、特段、不可となるものではありません。「行政指導」の対応で可と考えます。しかし、この事について妨害防止の要望にもかゝらず不可と断られました。そこで、止むを得ず先の「照会」となり、今回の「可」です。そこで、本件を誰れが、いつ、どの様に決めたかが大事な問題です。この者の責任と使命が問われます。

即ち、今回、結論として「可」だからそれで良いと済す事は事件や問題を曖昧にする事となり、さらに今後も同様問題発生の因が放置となります。そこで、再発防止のためこうした注意の取り組みをお願い申し上げます次第です。

なお、再発防止の大事とは、先にも北海道地域における同様疑義が注意されているところで、これがくり返される注意の大事です。よろしくお願い申し上げます。

北海道国保連から北海道国保課への報告

北海道国保連の今後の再発防止の意味について行政との一体の取り組みの大事として要望していた事の取り組みです。

写

北国保連審第461号
平成18年11月29日

北海道保健福祉部保健医療局

国民健康保険課 参事 様

(協) 日本接骨師会療養費支給申請書の受取代理人欄

「印字プラス押印」厳禁決定にかかる報告について (概略)

標記 (概略) について下記のとおり報告いたします。

記

1. 8月17日の国保柔整審査委員会において、受取代理人の氏名欄が患者又は柔整師の自筆になっておらず電算で打ち出されている施術機関があると、療養費の支給基準に照らしての指摘があった。
2. 翌日 (8月18日) に、該当施術機関に療養費の支給基準の記載要領により電話連絡をし、4機関のうち2機関からは、承諾をもらい残りの2機関は本部から連絡するとの回答であった。
3. この件について、道国保課へ8月18日に問い合わせしたところ、道は、社会保険事務局に照会し、厚労省の通知どおりの取扱いで良いとの回答であった。
4. 9月13日付けで日本接骨師会より、今回の照会文書 (別添1) が送付され、本会に届いたのが、9月15日であり、1週間以内 (9月21日) の回答を求められた。
また、照会文書の中で、「取扱いは広く全国各地でも理解されている次第である。」とのことから、本会としても、他県の連合会へ照会した結果、同様の取扱いとされている状況を把握した。これと同時に道へも9月21日報告した。
5. 道から、厚労省へ確認した結果、「原則は、通知のとおりである。しかし、この取扱いについては、認めている保険者があることから、一律に認めないとは言えない。また、北海道国保連が過去に通してきたことがあるのなら、相当な理由がないと取扱いを変えるということにならないのではないか。」とのことであった。
6. これらの状況を踏まえ連合会名で9月21日 (水) に適宜扱いとする回答 (別添2) を速達で送付した。
7. 10月18日に日本接骨師会事務より10月27日に登山会長が連合会に出向き「今回の経緯と今後の防止策 (対応策) について」面談したいとの連絡があった。
8. 10月27日に登山会長・阿部会員が来会し、療養費支給申請書の受取代理人欄における「パソコン打出しと押印」の取扱いについて、双方了承をした。
なお、道国保課へ対する報告 (顛末) 及び (協) 日本接骨師会の4施術機関の会員に対し、結果報告等を求められた。
9. 11月1日に4施術機関に対し、経緯を含め結果報告し、了承を得た。

10. 今後とも、北海道保健福祉部保健医療局国民健康保険課の指導を受け、適切な審査支払に努める。(審査第1部次長)

1. (協) 日本接骨師会会員の療養費支給申請者受取代理人欄「印字プラス押印」厳禁決定にかかる経緯 (別紙)

月日	内容	備考
8月17日 (木)	○ 柔整審査協議会に於いて審査委員より支給基準に照らし療養費支給申請書の「受取代理人欄の氏名が、4 施術機関で電算打出しされていて、患者又は柔整師の自筆で無い」との指摘があった。	柔整審査委員会 審査協議会
8月18日 (金)	○ 審査協議会での指摘事項であるが、記載要領のため事務方から電話で支給基準の記載要領に基づき説明したところ、下記のとおりのおりの回答であった。(申請書は返戻せず保留) ① 「6月からの新料金改定に伴うPC用ソフトの不具合により、受取代理人欄の氏名が打出されたため、患者押印の上、提出。」また、「支給基準上の取扱いと患者の利便性を考えた場合に、次回提出分より患者の自筆で提出したい」ただし、「6月分は連合会、7月分は日本接骨師会本部に送付済みのため8月分提出で良いか」 連合会からは、「現時点では即答できない」との回答をした。(札幌市) 全体 (95件) ② ①と同様了承。(札幌市) 全体 (7件) ③ 以前からPC打出しで提出している。支給基準の内容は理解出来るし、患者の利便性を考えた場合はそうしたいが、本部からの指導も受けていないので詳細は本部から連絡してもらう。(帯広市) 全体 (44件) ④ 今までそのような事は聞いたことが無い。自筆での提出については、前向きには考える。 (札幌市) 一部 (47件中21件)	施術機関への TEL照会 4 施術機関 からの 照会・回答

	<p>○ 前日の審査委員会・協議会の結果報告及び本件についての経緯と処理方法について説明を行った。(この原因は、ソフトの不具合のため、4人中①②は基本的に了解。③④は了解せず。)</p> <p>○ 道国保課から電話にて、社会保険事務局に確認した結果について「通知どおりの取扱いで良い」との回答を得た。</p>	<p>道国保課へ</p> <p>道国保課より TEL回答</p>
8月23日 (水)	<p>○ 日本接骨師会事務局より、会員に連絡しているが、</p> <p>① 連合会が言っている支給基準の内容はあくまでも参考事例である。</p> <p>② どうして、今まで通っているのが、今回から認められないのか?</p> <p>③ 全国的にも「印字プラス押印」は受領委任の本人了承と広く理解されている。</p> <p>④ どの様な経緯で今回のことが決定したのか。など、「要望書を提出したい。」との電話があった。</p>	<p>日本接骨師会 (事務～TEL)</p>
9月15日 (金)	<p>○ 日本接骨師会より照会文書到着した。(9月13日付けで、1週間以内の回答を求めることの記載あり。)</p>	<p>日本接骨師会～ 照会文書が届く</p>
9月19日 (火)	<p>○ 道国保課へ日本接骨師会からの照会文書について、道社会保険事務局の見解も含め指導してもらうため道国保課担当主査と道社会保険事務局へ出向くが会計検査院の現地指導と重なっていたため、道社会保険事務局担当者とは会えなかった。</p>	<p>道国保課へ</p>
9月21日 (木)	<p>○ 日本接骨師会への回答期限が迫ってきたが、道国保課から見解が示されていないため午前9時に日本接骨師会へ回答期限の延長を申し出し、日本接骨師会事務局より了解を得た。</p> <p>○ 午後日本接骨師会会長より電話があり、「午前中に回答期限の延長の申し出があったが、</p> <p>① 今回の決定について、いつ、誰が、どのように決定したかについては分かっているだろう。</p>	<p>日本接骨師会 登山会長～TEL</p>

	<p>② 期日までに回答がなければ次の段階を考えているので回答がなかったとして取扱うだけだ。</p> <p>③ そうなれば連合会というりっぱな団体だけど理事長が知りませんでしたとはならない。</p> <p>④ うちの会員に対してこれまでは良くて今後だめだとしたことも貴方一人で行ったことでもあるまい。</p> <p>⑤ 「一度だめとしておきながら今後はやっぱりいいですよ」と言うことは無いな。」などの内容であった。</p>	
	○ 他県の状況では、全県の照会ではないが、数県で同様に決定されている状況を把握した。	他県の状況調査
	○ 道国保課からの回答は「厚労省の見解は、原則は通知どおりである。しかし、この請求について認めている保険者があることから、一律に認めないとは言えない。また、北海道国保連が過去に通してきたことがあるのなら相当な理由がないと取扱いを変えろということにならないのではないか。」とのことであった。	道国保課の見解
	○ このような状況から、照会文書も連合会宛であり、記載要領であることから、連合会名で9月21日（木）に適宜扱いとする回答を速達で送付した。	
	○ 保留としていた4施術機関の申請書を請求どおり決定することとした。	
9月22日 (金)	○ 照会文書に対する回答文書が届いたが、 ① どういう経緯で「印字プラス押印」でも適宜扱いとすることとなったのか。 ② 協議会の了解はもらったのか。 ③ 国保課とは、国なのか道なのか。 ④ 「印字プラス押印」は北海道では了解しているのか。」などの質問があった。	日本接骨師会 (事務～TEL)
	● 連合会は、 ① 国保課の見解及び内部協議の結果、日本接骨師会の照会文書にもあるようにこれまでの経過を踏まえます	

	<p>と「印字プラス押印」でも適宜扱いとする。</p> <p>② 柔整審査委員会会長及び副会長並びに道国保課へ回答する旨報告した。</p> <p>③ 北海道の国保課である。</p> <p>④ 了解している。</p>	
10月18日 (金)	<p>○ 10月27日(金)午後3時に登山会長が連合会へ出向き「今回の経緯と今後の防止策(対応策)について」伺いたいので何名で対応されるかとの問い合わせであったので3名で対応したいと答えた。</p>	日本接骨師会 (事務～TEL)

2. (協) 日本接骨師会会長との面談結果及び報告

月 日	内 容	備 考
10月27日 (金)	<p>○ 午後3時に登山会長、阿部会員が来会し、「受取代理人欄」のパソコン打出しと押印を「不可」から「可」に変更事情について経緯と今後の対応について説明を求められた。</p> <p>○ 連合会としては、これまでの経緯を説明し、9月21日に送付した回答のとおり適宜扱いとすることとしたこと及び今後とも道国保課の指導を受け適切な審査支払を行うことなど説明したが、今回の経過を道国保課に詳細な顛末を提出することと、今回不可として電話照会した日本接骨師会会員の4施術機関に対しての結果報告等を求められた。</p>	日本接骨師会 (登山会長) 来会
10月30日 (月)	<p>○ 道国保課へ日本接骨師会会長との面談結果及び、これまでの経緯について口頭で報告した。</p>	道国保課へ
11月1日 (水)	<p>○ 日本接骨師会会員の4施術機関へ今回の経緯を含め結果報告し、了承を得た。</p> <p>○ 日本接骨師会会長へもその旨報告したが、会長不在のため事務局にその旨伝えた。</p>	
11月22日 (水)	<p>○ 日本接骨師会から道への報告内容の提出を求められた。</p>	日本接骨師会 (事務～TEL)

3. 今後の対応

- 今後とも、「療養費の支給基準」を基に、北海道保健福祉部保健医療局国民健康保険課の指導を受け、適切な審査支払に努めます。

北海道国保連から当会への報告

拝啓

初冬の候、平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、10月27日大変お忙しい中、登山会長はじめ阿部先生にご来会いただき療養費支給申請書の受取代理人欄における「パソコン打出しと押印」の取扱いにつきまして、貴会からご指摘があり、協議させていただいた結果「従前どおりの請求」ということになりました。

つきましては、貴会会員の阿部先生はじめ大沼先生・後藤先生・橋本先生には11月1日にお手数をお掛けしたと併せて結果報告をさせていただきご了承いただきました。

また、北海道保健福祉部保健医療局国民健康保険課には、11月29日に今回の内容について別紙のとおり報告し、今後の対応策としましては、上記北海道の担当課の指導を受け適切な審査支払を行ってまいりたいと存じますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。

敬具

平成18年12月1日

協同組合 日本接骨師会

会長 登山 勲 様

北海道国民健康保険団体連合会

本件はようやくまじめな取り組みへの一歩前進です。従来、行政の疑問と国保連の疑問が不問に付されていた為の弊害があったが、こうした疑問解消の一歩前進です。